商品及び工事保証規定

保証書は、メーカー保証書に記載されている内容及び以下の条項に基づいて表記製品に発生する故障の無料修理を約するものです。

1. 保証期間中、取扱説明書及び本体貼付ラベルなどの注意に従った正常な使用状態で故障が生じた場合は、ご連絡の上、修理をご依頼ください。修理時に、保証書をご提示下さい。
2. 次のような場合には保証期間内でも無料修理の対象となりません。
   1) 保証書の提示がない場合
   2) 保証書の保証期間、所有者名の記載がない場合、あるいは字句を書き替えられた場合
   3) 当社工事後に取付け箇所、住所、利用条件、所有者が異なる場合
   4) 直接であること間接であることを問わず次に掲げる事由によって生じた故障及び損傷
      ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
      ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
      ③本製品の自然の消耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
      ④年月日、時刻管理に関連する部品の故障・不具合に起因する本製品の全ての故障・不具合
      ⑤使用者の本製品の不適正な使用または不適切な維持・管理
      ⑥燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
      ⑦火災、落雷、破裂、爆発、または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊、水漏れ、対象製品の落下等の偶然かつ外来の事由
      ⑧地盤変動または地盤沈下
      ⑨本製品以外の財物の故障
      ⑩メーカーリコールまたはメーカーが取替えを認めた場合、または無償で修理を行う場合
      ⑪消耗品または改造により生じた故障及び損傷
      ⑫メーカー指定外の燃料、使用電源（電圧）の使用による故障及び損傷
   5) 本製品故障時に一時貸出した製品に故障及び損傷が生じた場合
   6) 転居などによる熱量変更に伴う改造・調整にかかる費用
   7) 本製品の引渡し時に自動的に交付される本保証書以外の他の保証書において修理の対象となる故障及び損傷
   8) 対象製品の調整、または清掃に係る費用
   9) 対象製品の修理が対象外と判明した場合で、それに関する費用
   10) メーカー保障期間中に発生し、修理されなかった故障・不具合
   11) 業務用に使用された場合／一般家庭用電源以外（例えば業務用の長時間使用、車両・船舶への搭載など）に使用された場合の故障及び不具合
   12) 対象製品の対象外部品に起因する対象部品の故障・不具合
   13) 商品の機能及び使用の際に影響のない外観上の傷、又は汚れ
3. 次の損害は本保証の対象となりません。
   1) 本製品の故障に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）または本製品以外財物の滅失、き損、もしくは汚損によって生じた障害
   2) 本製品の故障に起因して生じた本製品及びその他の財物の使用の阻害によって生じた損害
   3) 本製品の西暦による年号を電子的に表示、認識または処理する機能を内蔵するものに関し、かかる機能の設計上の問題に起因する日時認識エラーにより発生する一切の故障・不具合
4. 本保証は、保証期間内の修理代金合計金額が購入代金（給湯器本体・リモコン）を超過した場合及び代替品が交付されたときに失効します。また、1 回あたりの修理費用の上限は 50,000 円（消費税込み）とします。累計修理費または1修理あたりの修理費が、保証限度額を超えた場合、その超過費用は、本保証書の契約者の負担とします。
5. 故障及び損傷の認定などについて当社と使用者の間で見解の相違が生じた場合には、当社を通じて第三者の意見を求めることがあります。
6. 本保証は日本国内においてのみ有効です。
7. 修理にかかる費用等をお渡しする保証ではございません。
8. 修理訪問には若干のお日にちを頂戴する場合がございます。

平成 24 年 4 月 1 日

株式会社近畿ライフサービス